

大会運営規則

第1条（目的）

近畿工業高等学校長協会、およびマイコンカーラリー近畿実行委員会（以下実行委員会という）が主催する大会で事業の運営を円滑に行うために定める。

第2条（運営組織）

本大会は、近畿工業高等学校長協会の承認のもと、実行委員会によって運営される。
また、運営委員・補助生徒等の協力を得ることができる。

第3条（構成委員の権限）

- 1 委員長は、公正なレースを遂行するために必要な一切の権限を有する。
- 2 委員は、委員長を補佐し、レースの責任を負うものとする。
- 3 運営委員は、委員と共に委員長を補佐する。ただし、レース上の責任は負わない。
- 4 事務局は、大会参加募集・受付、開催日の調整および会場設定、設営等の大会全般の運営を司る。
- 5 審判長は、委員長が任命委嘱する。
- 6 審判員は、審判長の下、審判団を構成し競技ごとに主審・副審によってマイコンカーラリー近畿地区大会競技規則（以下競技規則という）に基づきレースの進行を司る。

第4条（大会開催日、場所）

大会の開催日及び開催場所は、実行委員会が計画し、近畿工業高等学校長協会会長の承認を得て決定する。

第5条（参加マシン）

- 1 参加できるマシン（マイコンカー）は、競技規則に基づき創造的に製作したマイコン（指定CPUボード）組み込みカーとする。
ただし、参加は一人につき1台とし、複数台の参加登録は認められないものとする。
- 2 参加者はマシンに10文字以内（JIS第1, 2水準）のカーネームを付け、参加申し込み時に登録する。

第6条（競技形式）

Basic Class、Advanced Class、Camera Class はタイムレースとし、規定のコース上を走行して速さを競う。

ただし、コース面上に接しながら走行するものでなければならない。

第7条（参加資格）

本大会の参加資格は、大会ごとに実行委員会が要項で定める。

第8条（参加費）

参加は別途に定める参加費を前納することによりエントリーを確認するものとする。
ただし、不参加・棄権等での返金はしないものとする。

第9条（予選大会・競技方法）

参加台数により予選大会を実施することがある。また、競技方法も変更することがある。

ただし、この場合は本規則第 13 条を適用するものとする。

第 10 条（表彰）

表彰については、大会ごとに実行委員会が要項で定める。

- 1 レースで上位者に対する賞
- 2 形式等のアイデアに対する特別賞

第 11 条（審査委員）

- 1 本規則第 10 条で制定された各賞の審査を行い、これを表彰する。
- 2 審査委員は、実行委員会が選考し、実行委員長が任命委嘱するものとする。

第 12 条（全国大会出場権）

全国大会出場権については、実行委員会が大会当日発表する。

第 13 条（大会規模による柔軟運用）

大会の規模、内容等に事情がある場合には、この規則の精神を損なわない限り、事前に近畿工業高等学校長協会会長の承認を得て、これによらないことができるものとする。

第 14 条（改訂）

この規則を改定する場合は、本大会を主催する実行委員会の決議を得て、近畿工業高等学校長協会会長の承認を得なければならない。

付 則 （平成 11 年 7 月 27 日制定）

この規則は、平成 11 年 9 月 2 日から施行する。

一部変更 平成 13 年 9 月 25 日

一部変更 平成 14 年 5 月 20 日

一部変更 平成 16 年 7 月 22 日 （第 12 条）

一部変更 平成 21 年 7 月 27 日 （第 7 条）

一部変更 令和 元年 8 月 23 日 （第 5 条、第 6 条）

大会事務局より

地区大会での肖像権について

- ・大会中に大会関係者、またはこれに認められた報道機関などによって撮影された写真が雑誌、新聞、報告書及び、関連ホームページなどで公開されることがあります。
- ・大会中に大会関係者、またはこれに認められた報道機関などによって撮影された映像が中継、録画放送及び、インターネットにより配信されることがあります。
- ・大会参加により、上記取り扱いに関するご承諾をいただいたものとして対応させていただきます。
- ・取得した個人情報を、上記利用目的以外に使用することはありません。